

さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の実施状況について

この計画の推進にあたっては、計画に掲載された施策及び事業に関する部署がそれぞれ協力しながら取り組みます。計画の見直しについては、計画期間全体を通じた取り組みの進捗状況や社会情勢の変化、市民の意向や市のほかの計画の状況等を勘案しながら、計画最終年度の平成27年度に検討します。計画内で取り組む各施策の実施状況は、毎年度把握して公表することとしています。

計画の目標  
配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり

基本目標	施策の方向	事業名称	事業概要	平成24年度実施状況	担当課
I 教育・啓発の推進	1 市民への意識啓発	1 DVの防止・啓発	市民一人ひとりがDVを身近な問題として考えるきっかけづくりとして、女性に対する暴力防止をテーマに、講座・講演会を開催します。DVによる被害者のための相談窓口を掲載したパンフレットを作成・配布し、一層の周知に努めます。外国人に対して、パンフレット等で適切な情報を提供します。	DV防止講演会の開催（参加人数：93人）。女性に対する暴力に関する資料や情報を収集し提供（男女共同参画推進センター：図書63冊・ビデオ6作品、女・男プラザ：図書26冊。ビデオ4作品）。	男女共同参画課
		2 女性に対する暴力をなくす運動の周知	全国的に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～25日）を周知します。	男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」、ホームページにおいて女性に対する暴力をなくす運動を周知。	男女共同参画課
	2 学校等における人権教育の推進	3 人権教育の推進	市民や学校における児童生徒及び教職員の人権意識の高揚を図るため、学校教育及び社会教育分野において人権標語、人権作文の募集及び表彰、各種啓発資料等の発行などに取り組みます。	人権教育集会所・公民館・市立小中学校において、人権に関する講座の開催。市立小中学校より募集した「人権標語」、「人権作文」の優秀作品についての表彰と、人権文集への掲載及び各学校等への配布。「人権教育実践事例集（第1集）」、「人権教育ニュース（2回）」の作成と各学校等への配布。	生涯学習振興課 人権教育推進室
		4 人権教育啓発資料「ひまわり」の発行	市立小中学校において、個別の人権課題についての副教材としても活用できるように、教職員・児童生徒の啓発資料「ひまわり」を作成し、配布します。（隔年）	隔年作成のため、平成24年度は作成なし。	生涯学習振興課 人権教育推進室
		5 学校人権教育研修会の支援	市立学校における児童生徒、教職員、保護者等を対象に個別の人権課題をテーマとした人権教育啓発研修会又は講演会などの開催を支援します。	校内における人権教育研修会のためのビデオ貸出し、講演会の開催。（158校）。	生涯学習振興課 人権教育推進室
		6 男女平等の視点からの生活指導・進路指導	高等看護学院に在籍する全学生に対して、男女平等の視点から指導・教育を行います。	男女学生の区別なく専門職業人として知識・技術・感性豊かな人間性が養えるような教育の実践。	高等看護学院
		7 学校保健事業・健康教育の推進	看護師養成所における教育課程の一環として、成人看護学・小児看護学・母性看護学の講義において、学生に性教育、健康教育等を実施します。	専門領域の成人・小児・母性看護学及び老年・精神看護学において性に 関する教育や健康教育を実施。	高等看護学院
	啓発の未然防止	8 デートDVの防止・啓発	若年層に対しあらゆる機会を活用し、デートDVの防止・啓発を図ります。また、啓発に必要なリーフレット等を作成し、配布します。若年層を対象にしたデートDV防止の出前講座を実施します。市立小中学校及び高等学校の生徒に対して、デートDV防止リーフレット等を作成し配布します。	デートDV防止出前講座の開催（埼玉大学：30名 大宮北高校：320名 浦和南高校：656名）。デートDV防止啓発リーフレットを市立中・高等学校の各1年生へ配布。	男女共同参画課 生涯学習振興課 人権教育推進室
		9 教職員への研修	市立小中学校及び高等学校の教職員に対して、デートDV防止の視点を踏まえた研修会を開催します。	市立高校教員対象の「デートDV防止研修会」開催。	生涯学習振興課 人権教育推進室
II 被害者の早期発見と相談体制の充実	1 早期発見・充実体制の整備	10 通報体制の周知	男女共同参画社会情報誌「You&Me〜夢〜」などにおいて、DV被害者の早期発見や通報体制について周知します。	男女共同参画推進センターにおいて、DV防止法をはじめとしたDVに関する基礎知識の講話を実施。男女共同参画社会情報誌「You&Me〜夢〜」において、トピックス「他人事ではない！DV被害の実態」「DV被害を相談されたら…あなたにもできることがあります」を掲載。	男女共同参画課
		11 24時間児童虐待通告電話の充実	児童虐待の発見はDV被害者の発見につながる可能性があるため、児童虐待通告電話の充実を図り、24時間・365日電話での虐待通告ができるようにします。	児童虐待通告電話を24時間365日実施し、676件の電話（虐待通告190件、その他486件）を受け、緊急対応11件のうち一時保護を8件実施。	児童相談所
		12 通報体制の整備	医療・保健・福祉関係機関などとの連携・協力を通じて、DV被害者の早期発見に努めます。	庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を年2回（6月、12月）実施し、DV被害者の早期発見のため児童相談所、保健所、福祉関係機関との連携・協力を強化。	男女共同参画課
		13 要保護児童対策地域協議会の開催	虐待を受けている児童の早期発見や適切な保護ができるよう、関係機関との円滑な連携・協力体制の強化を図るため、要保護児童対策地域協議会を開催します。	要保護児童対策地域協議会の開催（代表者会議1回、区会議11回）。	子育て支援課
		14 配偶者暴力相談支援センターの設置	DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターを設置し、取組を強化します。	配偶者暴力相談支援センターを設置するにあたり、設置に向けたスケジュールや課題を検討。	男女共同参画課
		15 人権相談事業	大宮区役所等4か所において、法務省から委嘱された人権擁護委員が、DV問題を含む人権問題についての相談を受け付けます。	毎月第2木曜日に市内4か所で人権相談を実施（年間相談件数79件）及び、6月1日「人権擁護委員の日」に市内5か所で相談を実施。	人権政策推進課
	2 相談体制の強化と周知	16 DV相談事業	男女共同参画推進センター及び区役所などにおいて、婦人相談員がDV被害者の相談に応じ、自立支援に必要な情報提供を行う「女性の悩み電話相談」を実施します。また、女性を対象とした法律相談・心の健康相談を実施します。	女性の悩み電話相談（5,923件うちDV相談706件）法律相談（206件）こころの健康相談（25件）の実施。	男女共同参画課
		17 婦人相談員研修の実施	婦人相談員の相談に対する資質向上を図るために、相談業務及びDV等に関連する専門家または関係機関職員を講師とした研修・スーパービジョンを実施します。	婦人相談員の資質向上のための相談員会議（毎週）と研修（11回、うち臨床心理士による事例検討4回）、外部研修への相談員の派遣（国2回、県3回、市他機関1回）。相談員研修に弁護士を招き、離婚、保護命令等の法的知識について講義を実施。（1回）	男女共同参画課
		18 住民相談事業	各区役所において、弁護士による法律相談等を実施し、離婚やDVなどの相談に対して助言や回答を行います。	弁護士による法律相談（民事一般）を実施（総件数2,541件のうち、離婚およびDVに関する相談件数計523件）。	市民総務課
		19 多様な被害者への配慮	高齢の相談者、障害のある相談者に対して、適切な相談や支援を行うよう努めます。日本語の理解が十分でない外国人に対して、関係機関と連携し、母国語で相談が行える体制を図ります。	社会福祉協議会の手話通訳や国際交流センターの通訳の同席による相談の実施。専門的に相談が必要な場合は地域包括支援センター等への案内を実施。	男女共同参画課
		20 外国人のための生活相談	市内在住の外国人の悩みや不安等を解消するため、外国人相談員が日常生活を営む上で必要なアドバイスなどを行います。	大宮区くらし応援室において外国人相談を実施（相談件数79件）。（毎週月曜日～木曜日の9時～12時。月：英語・タガログ語、火：韓国・朝鮮語、水：英語・ポルトガル語、木：中国語）。国際交流センター内「ぶらっとサロン」においてサロンスタッフ（市民ボランティア）による簡易生活相談を実施。英語、中国語、韓国語のネイティブスピーカーによる多言語生活相談を実施。	市民総務課 国際課
		21 外国人のための情報提供	市報さいたま「Breeze」欄へ英文記事を掲載するほか、(財)さいたま国際交流協会に委託して、外国人市民向け生活情報誌「ぶらら」を発行します。	市報information欄への英文記事を掲載。多言語による生活情報誌「ぶらら」を発行（日本語、英語、中国語、韓国語・朝鮮語、スペイン語年4回発行）。外国人市民の日常生活に役立つ情報を紹介する「生活便利帳」、ガイドブック、ガイドマップの配布。	国際課
	3 安全な保護体制の整備	22 被害者の緊急時における一時保護事業	配偶者からの暴力の被害者について、面接相談により緊急保護が必要と判断した場合には、埼玉県婦人相談センターでの一時保護を依頼します。一時保護に至るまでの間の被害者の安全を確保しつつ、通報者や関係機関と連携し、必要な情報提供を行うなど、迅速かつ適切に対応します。	婦人相談センター等への入所の依頼（入所件数：19件）。一時保護にあたり各区福祉課、児童相談所等の関係機関への連絡・調整を実施。	男女共同参画課
		23 母子緊急一時保護事業	現在の居所を一時的に離れた上で、起居を共にし生活相談又は生活指導を至急受ける必要がある母子（子は義務教育修了前）を母子生活支援施設に入所させ、必要な支援を行います。	緊急一時保護を必要とする母子（義務教育修了前）の母子生活支援施設入所と必要な保護を実施（入所件数：12件）。	子育て支援課
		24 民間団体への支援	市内民間団体の運営するシェルターに対し、財政的支援などを行います。	さいたま市民間緊急一時避難施設補助金の交付（1団体に対し家賃補助40万円）。	男女共同参画課
		の2 情報管理の徹底	25 住民基本台帳の閲覧等の制限	配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者から支援措置の申出を受け、措置の必要性があると判断した場合に住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付を制限して、被害者の情報の保護に努めます。	被害者情報の保護のための支援措置を実施。支援措置対象者（申出者171件、申出者とあわせて支援を求めた者の数263件（平成24年12月現在））。
	26 情報管理の徹底		被害者及びその関係者に係る情報管理の徹底を全庁的に取り組みます。	関係機関へ配布している「さいたま市一時保護マニュアル」において、被害者等の情報管理の徹底を周知。	男女共同参画課 全庁

Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実	3 自立に向けた各種支援	27 子育て相談	各区役所に家庭児童相談員を配置し、家庭における児童の福祉についての相談指導業務を行います。	家庭内の児童福祉に関する相談指導業務の実施（相談件数5, 017件）。	子育て支援課
		28 母子家庭等相談	母子及び寡婦福祉法に基づき、母子家庭の母等の自立支援を図るため、母子自立支援員が就業についての相談や生活相談に応じます。	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業により、就業相談や講習会、弁護士による法律相談の実施とプログラム策定によるハローワークとの連携。	子育て支援課
		29 さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムの周知徹底	職員が多重債務者の発見を行い、関係各所管と連携を図り多重債務問題に起因する総合的な解決を図ることのできる体制を構築します。	市職員を対象にさいたま市多重債務者生活再建安心プログラム研修会を開催（2回 参加者400名）。さいたま市多重債務者問題対策部会の開催による、庁内関係部室課所との連携会議開催（1回）。電子全庁掲示板による、多重債務者発見の啓発（毎週月曜日）。埼玉県主催の多重債務者相談キャンペーンとして、多重債務相談会を開催（1回 相談者10名）。	消費生活総合センター
		30 母子寡婦福祉資金貸付事業	経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、児童の就学等に必要な資金の貸付を行います。	母子家庭の母等を対象に、技能習得資金や子どもの修学資金の貸付を実施。	子育て支援課
		31 母子家庭等就業・自立支援センター等事業	母子家庭の母等を対象に、就業相談、就業支援講習会、ハローワークへの支援要請など、一貫した就業支援サービスを提供します。	ひとり親家庭等の父又は母を対象に、就業相談や就業支援講習会、弁護士による法律相談を実施。自立支援教育訓練給付金の支給（12名）及び高等技能訓練促進費の支給（70名）を実施。	子育て支援課
		32 DV被害者に対する民間賃貸住宅への入居支援	DV被害者等で民間賃貸住宅への入居を拒まれるおそれのある市民に対し、情報提供を行うとともに、家賃債務保証によって民間賃貸住宅への入居を支援します。	「さいたま市入居支援制度」において、（公社）埼玉県宅地建物取引業協会各支部と協定を締結し、宅建各支部の協力不動産店を通じて民間賃貸住宅の賃貸人に対し、DV被害者等の民間賃貸住宅への入居の機会が制約されないよう啓発を実施。	住宅課
		33 DV被害者に対する市営住宅の目的外使用	住宅に困窮している被害者に対し、市営住宅を一時的に提供します。	DV被害者で住宅に困窮する方のために市営住宅を確保。市営住宅入居者の募集手続きにおいて、母子家庭・高齢者・障害者などに対する優遇措置を実施。	住宅課
		34 生活保護（被害者の生活の支援）	生活に困窮する被害者に対し、生活保護法に基づき、その困窮の度合いに応じて必要な保護を行います。	婦人相談センターに入所した者のうち、生活保護法の適用が必要な者に対しては生活保護法を適用し、社会復帰や生活支援を実施（平成24年度13世帯）。	保護課 (平成24年度より福祉総務課から組織変更)
	35 DV被害者への情報提供	医療、行政の各種支援制度、手続き等に関する情報提供や助言を行います。また、関係機関等との連携を充実させ、自立支援に伴う手続きが円滑に進むように努めます。	DV被害者の自立支援を円滑に進めるため、庁内外の他法・他施策について情報収集し、相談時に提供。	男女共同参画課	
	4 心身の健康回復への支援	36 精神保健相談事業	被害者の精神的健康の保持増進を図るため、保健師・精神保健福祉士等が面接・訪問・電話などによって専門相談、指導を実施します。	精神疾患のある人及び家族などから、電話・来所・家庭訪問・メールによる相談を受け、早期治療導入・継続治療・療養上の支援を実施。	精神保健課
		37 精神保健に関する支援	被害者の心のケアのため、相談やカウンセリングが受けられる機関についての情報提供を行います。	カウンセリング希望者に対する「こころの健康ガイド」の活用と、医療機関についての情報提供を実施。	男女共同参画課
		38 ふれあい親子支援事業	子育てに不安を抱える母親や母子関係に困難を感じている母親(被虐待経験を持つ母親を含む)が安心して子育てできるように、母親自身が抱える問題を安心して語る場所と時間を提供します。	ふれあい親子支援事業を開催（保健所24回、浦和区保健センター23回、延参加者162名、精神科医・心理士等配置）し、開催後はスタッフと地区担当保健師を交えカンファレンス及び参加希望者の事前面接を実施。	地域保健支援課
		39 自助グループ等支援事業	講座やセミナーを開催し、自助グループを管理するファシリテーターを養成します。	傷ついた心を抱えている方の心身の回復のために、安全な場の中で自分の心と向き合い、自分らしい人生を取り戻すための講座として「傷ついた心のケア講座」を実施。	男女共同参画課
	IV 子どもへの支援	1 保育・就学支援	40 児童生徒の就学支援	DV被害により、住民票の異動を伴わず住所を変更した被害者の子どもの教育を受ける権利を阻害することのないよう、居住の事実によって学校を指定し、就学の支援を行います。必要に応じて、就学援助制度について案内を行います。	DV被害を理由として、緊急避難してきた児童生徒に対し、居住の事実による就学支援を実施。また必要に応じ、生活保護又は就学援助制度の案内を実施。
41 婦人相談員への情報の周知			保育所・学校等における子どもに関する手続き等を婦人相談員に周知し、理解の徹底を図ります。	児童福祉業務所管職員による講義及び「子育て応援ブック」の配布を実施し、婦人相談員の資質を向上。	男女共同参画課
42 子どもショートステイ事業			保護者の疾病、疲労、看護、出張などによって家庭での養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設などで短期間預かります。	保護者が社会的事由（疾病、出産、出張等）により、一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設での子どもの預かりと子育て援助の実施（延利用者数5人）。	子育て支援課
2 子どもへの心のケア		43 子どもの精神保健相談室の実施	こころの健康センターの「子どもの精神保健相談室」において、小学校高学年から中学生までの子どもやその家族などを対象に、保健師や臨床心理士などが心の問題に関する相談を実施します。	思春期の親子のためのグループワークの実施（親向け年間2クール計11回・子ども向け4回/月）。心理療法・心理教育として、PCIT（親子相互交流療法）・CARE（子どもと大人との関係を良くするための心理教育的介入プログラム）、依存症等の問題を抱える家庭で育つ子ども向けの集団心理教育プログラムを実施。	こころの健康センター
		44 子どもとこころからの健康相談事業	こころの問題を抱える子どもが安心して安定した生活を送ることができるよう、子どもや保護者に対し、医師及び臨床心理士による個別相談を実施するとともに、関係者による事例検討を行います。	子どもとこころからの健康相談を実施（年間6回、延利用者7名）。精神科医による個別相談を受け、必要に応じて関係機関の紹介や地区担当保健師との連携による支援を実施。	地域保健支援課
		45 教育相談推進事業	教育相談室を設置し、市内に在住・在学する幼児から高校生及び保護者からの学校生活にかかわる様々な悩みを専門的な知識や技術を持つ相談員が受け付け、対応します。また、市内全中学校にさわやか相談室を設置し、さわやか相談員やスクールカウンセラーを配置し、学校教育相談体制の充実を図ります。	市立教育相談室での相談の実施（31, 369件）。市立全中学校へのさわやか相談員とスクールカウンセラーの配置。市立全小学校への訪問相談を実施。	指導2課
46 思春期の専門相談事業	家族支援のためのグループワーク、子ども支援のためのグループワークを行い、子どもへの心理教育を積極的に取り入れます。また、複雑で困難な事例に対応できるよう、職員のスキルアップを図るとともに、新たな支援プログラムの構築に取り組みます。	思春期の親子のためのグループワークの実施（親向け年間2クール計11回・子ども向け4回/月）。心理療法・心理教育として、PCIT（親子相互交流療法）・CARE（子どもと大人との関係を良くするための心理教育的介入プログラム）、依存症等の問題を抱える家庭で育つ子ども向けの集団心理教育プログラムを実施。	こころの健康センター		
V 関係機関等との連携協力	1 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	47 DV防止対策関係機関との連携（連携会議の開催）	被害者の適切な保護を行うために、庁内及び庁外の関係機関と密接な連携を図り、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討するため、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催します。	さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催（5月、10月）及び庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催（6月、12月）し、DVに関する情報交換、研究協議を実施。	男女共同参画課
		48 警察との連携	DV被害者の保護にあたっては、警察と緊密な連携をとり、広域的な対応を依頼します。	警察から男女共同参画推進センターに繋がったケースについて、面接相談の結果等についての情報を共有し、必要に応じて関わりを継続。	男女共同参画課
		49 教育機関や保育園等との連携	被害者の子どもの安全を確保するため、各小・中学校、高等学校、保育園・幼稚園との連携を強化します。	小・中学生を抱えるDV被害者について、学校及び教育委員会と連携を強化し、転校等の就学に関する手続きを支援。	男女共同参画課
		50 福祉・保健機関との連携	業務を通じてDV被害者の早期発見につながると思われる福祉事務所、保健所、保健センター等との情報共有等により、連携を強化します。	福祉・保健機関に相談に訪れたDV被害者の状況を確認し、必要に応じて男女共同参画推進センターへ繋がるよう連携を強化。	男女共同参画課
		51 専門家（弁護士、精神科医師等）との連携	相談員研修の講師又はスーパーバイザーとして弁護士、精神科医師、臨床心理士等の専門家を招き、婦人相談員の資質向上を図ります。また、関係機関が開催する専門家を講師とする研修に婦人相談員を参加させます。	婦人相談員の資質向上のための相談員会議（毎週）と研修（11回、うち臨床心理士による事例検討4回）、外部研修への相談員の派遣（国2回、県3回、市他機関1回）。相談員研修に弁護士を招き、離婚、保護命令等の法的知識について講義を実施。（1回）	男女共同参画課
	52 子どもハイリスク妊産婦地域支援事業（周産期からの虐待予防強化事業）	子どもの虐待の発生を予防する観点から、産科医療機関などと保健所・保健センターが連携し、虐待発生のおそれのある家庭を把握し、適切かつ継続的な支援を行います。また、年に1回、協力する医療機関の担当者との情報共有や連携強化のため、連絡会議を開催します。関係者のスキルアップのための研修も実施します。	周産期からの虐待予防強化事業において連携する13医療機関からの連絡票の受理及び支援（230件）。医療機関との連絡調整会議の定例開催を実施。	地域保健支援課	
	53 DV被害者支援団体との連携	DV被害者支援のための知識や経験を有する民間団体の取組やネットワークを支援し、連携を強化します。	さいたま市民間緊急一時避難施設補助金の交付（1団体に対し家賃補助40万円）。	男女共同参画課	
	係2 職務に配慮	54 職務関係者研修の実施	被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、DVに対する意識及び知識の向上を図るため、職務関係者を中心に職員研修を実施します。また、職員用対応マニュアルを作成・配布します。	庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議において婦人相談センター職員による関係機関職員へのDVに関する意識・知識向上を目的とした講義を実施。	男女共同参画課
	究3 の調査推進	55 DVに関する実態調査・研究	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、市民意識調査、デートDV意識調査を実施し、被害者及び加害者の実態の調査及び研究を行います。加害者対策のための国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、暴力加害者の更生に向けた施策のあり方を検討します。	DV加害者更生について他自治体の状況を調査し、加害者対策を含む男性に対する相談事業について検討。	男女共同参画課
	迅4 速切苦なか情処つ理適	56 苦情処理の取組	職員の職務の執行に関して相談者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するとともに、処理結果について申出人に説明責任を果たすよう努めます。被害者からの苦情を受けた場合の迅速・適切な対応について関係機関に対し働きかけを行います。	相談者から対応について苦情を受けた際、別の相談員による再相談を実施。	全庁 男女共同参画課